

第4次千葉県消費生活基本計画 体系図

基本施策	施策展開の方向	具体的な取組	
1 消費者被害の防止、救済とネットワーク強化	(1) 相談体制の充実	ア 消費生活相談を担う人材の養成と相談員の資質向上	
		イ 消費生活相談窓口の積極的な広報	
		ウ 高齢者、障害のある人、外国人など、多様な消費者に対応する相談体制の充実	
		エ 消費生活相談業務のデジタル化の推進	
	(2) 関係機関との連携、制度の活用	ア 市町村等相談機関への支援機能の強化	
		イ 様々な相談支援機関や団体等との連携、協働体制の強化	
		ウ 専門家や裁判外紛争解決機関等との連携強化	
		エ 消費者団体との連携、消費者団体訴訟制度の活用に向けた支援	
		オ 成年後見制度の周知啓発	
		カ 個人情報の保護についての相談対応	
	(3) 消費者被害情報の積極的な収集と提供	ア 危険な製品やサービス等による消費者事故情報の積極的な収集と提供	
		イ 悪質商法等の被害情報の適切な情報提供	
		ウ デジタル化の進展、電子商取引拡大に対応するための情報収集と提供	
(4) 見守りネットワークづくり	ア 地域の特性を生かした見守りネットワーク構築、消費者安全確保地域協議会設置の促進		
2 消費者市民を育む教育の推進	(1) 成年年齢下げを踏まえた若年者への消費者教育の推進	ア 消費者教育推進のための教育機関との連携の強化	
		イ 教職員に対する研修及び情報提供の充実	
		ウ 保護者に対する消費者教育や情報提供の充実	
		エ 教育現場で活用できる消費者教育教材の充実と情報提供	
	(2) 消費者教育や地域の活動を担う人材の育成	ア だれもが、いつでも、どこでも学べる環境の整備	
		イ 消費者教育に携わる機関、団体等との連携強化	
		ウ 消費者教育コーディネーターによる教育の推進	
		エ 福祉団体、事業者等に対する消費者教育の推進	
		オ 地域における消費生活サポーター、シニア応援団の育成	
		カ 職域における消費者教育の推進	
	(3) 多様化、複雑化する消費生活への対応	ア 多重債務問題防止のための情報提供や啓発の推進	
		イ デジタル化の進展、電子商取引拡大に対応するための教育	
		ウ カスタマーハラスメント防止についての啓発の推進	
	(4) 持続可能な社会の形成に向けた教育の推進	ア 環境学習の推進	
		イ ちばエコスタイルの推進	
		ウ 脱炭素型ライフスタイルの推進	
		エ エシカル消費の普及啓発	
		オ 食育の推進	
	3 安全安心な消費生活の確保	(1) 事業者に対する適正な指導と悪質事業者に対する取締りの強化	ア 法令や条例に基づく調査体制の強化と事業者指導、行政処分
			イ 国、他都道府県、市町村や警察との、悪質事業者等に関する情報共有や連携体制の強化
(2) 商品、サービス、取引の安全安心の推進		ア 食の安全安心の推進	
		イ 商品やサービスの規格、表示、包装、計量及び取引の適正化の推進	
		ウ 医療、福祉サービスに関する安全安心の推進	
		エ 住まいについての安全安心の推進	
		オ 消費者志向経営の普及啓発	
		カ 公益通報者保護制度の周知啓発	
(3) 生活必需品の安定供給等		ア 事業者に対する円滑な供給等に関する協力要請等	
		イ 災害時等における生活必需品の確保のための体制整備	
		ウ 災害時等における必要な情報の収集と発信	